

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和4年2月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 健康手帳の交付 2. 健康教育 3. 健康相談 4. 機能訓練 5. 訪問指導 6. 総合的な保健推進事業 7. 歯周疾患検診 8. 骨粗鬆症検診 9. 肝炎ウイルス検診 10. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 11. 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 12. がん検診</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 健康増進法(平成十四年法律第百三号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診 ②肝炎ウイルス検診 ③健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(その他健康診査) ④がん検診</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 共通基盤システム(庁内連携システム) 4. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(住民健診システム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第76項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

平塚市 健康・子ども部 健康課 予防担当  
〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3  
電話番号(0463)55-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2016/4/28	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 宮川 康樹	健康課長 山田 透	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
2018/4/27	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 山田 透	健康課長 磯部 達男	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年6月30日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当	平塚市 健康・こども部 健康課 健康づくり担当	事後	組織内の事務分掌の変更
令和3年6月30日	II-1. 対象人数、時点計数	平成28年10月28日	令和3年6月30日	事後	5年経過するため
令和3年6月30日	II-2. 取扱者数、時点計数	平成28年10月28日	令和3年6月30日	事後	5年経過するため
令和4年2月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。
令和4年2月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<p>《情報照会ができる根拠法令》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項</li> <li>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第50条</li> </ul> <p>《情報提供ができる根拠法令》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項</li> <li>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年総務省令第7号）第50条</li> </ul>	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。
令和4年2月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	平塚市 健康・こども部 健康課 健康づくり担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	事後	課内における取扱い担当の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和4年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日	令和4年2月1日	事後	評価の再実施に係る記載の変更
令和4年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日	令和4年2月1日	事後	評価の再実施に係る記載の変更
令和4年2月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手) 接続しない(提供)		事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。
令和4年2月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。
令和4年2月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。